

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年12月3日

高松法務局観音寺支局

登記官 野 村 和 秀

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4702-2024-0045	観音寺市流岡町字七宝山 1425 番 2